

パートII「その5」

『検察の闇』闇の執行人柳検察官が偽造した「騙取」。

柳検察官は、はじめから『この世に存在しない』本件詐欺事件話の詐欺罪構成要件である「欺罔」「誤信」「騙取」をデッチ上げ裁判所に公訴提起しました。

大蔵省「銀行局」の方針に従い、柳検察官がパートIからパートII「その1」から「その4」で「欺罔」「誤信」をデッチ上げた「職務犯罪行為」を立証しました。しかし「騙取」のデッチ上げが、まだ立証されていません。

柳検察官が「その5」で、デッチ上げた「騙取」を検証する。

柳検察官が起訴状で主張した、ウェイアウトスポーツ名義通知預金口座へのオリックスアルファ融資金の振込送金は「公訴事実」にかかる詐欺罪の「騙取」という犯罪構成要件にかかる重要な事項であるから誰の手でどのように行われたかが、検察官立証証拠（甲16号証と甲17号証）で厳格に捜査認定されなければならない。

皆様、ご理解ください。はじめから『この世に存在しない』本件詐欺事件話の「騙取」が存在することが異常なのです。そうでしょう。「騙取」が存在することは、柳検察官が立証証拠をコピー偽造した「職務犯罪行為」を自ら暴露したことになるのです。

証拠は

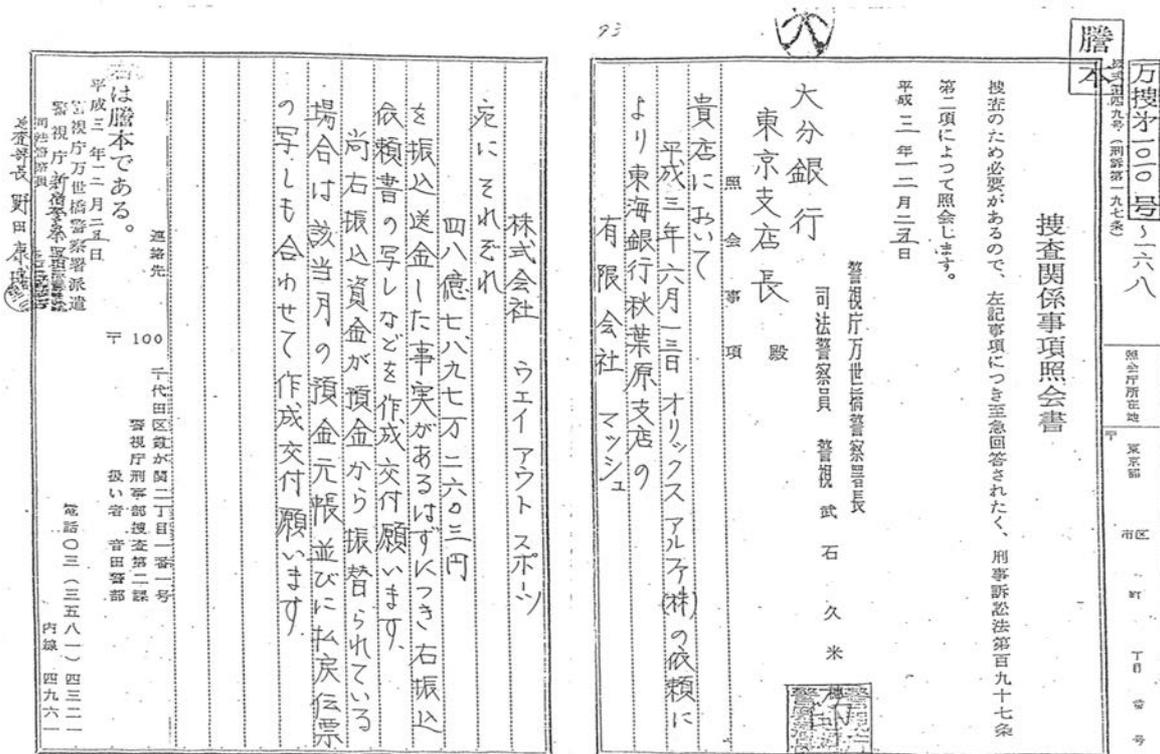
公判検事が、法廷に「騙取」の立証証拠（甲16号証）と（甲17号証）を証拠請求して、裁判所に証拠採用された「事実」です。

平成3年12月25日、柳検察官が捜査指揮して「その5」大分銀行東京支店に対する捜査機関照会書（甲16号証）と回答書（甲17号証）を、コピー偽造して「騙取」即ち、オリックスアルファから借受名義人ウェイアウトスポーツ・マッシュ宛での、本件詐欺事件話の「騙取」振込送金をデッチ上げた「職務犯罪行為」を立証したことなのです。

大蔵省「銀行局」の方針に従い柳検察官が、コピー偽造した（甲16号証と甲17号証）を検証して、捜査当局による立証証拠のコピー偽造のメカニズムを立証します。

柳検察官は「その4」を仕上げた翌日今度は平成3年12月25日、「その5」大分銀行東京支店に対する捜査機関照会書（甲16号証）と回答書（甲17号証）を偽造してオリックスアルファが秋葉原支店と「BIS規制8%」クリア操作、他行預金担保融資取引「秋葉原支店⇔オリックスアルファ」の融資金を「別段預金口座」に振込送金した「事実」を利用して「騙取」をデッチ上げた「職務犯罪行為」を立証する。

(甲16号証) 確認ください。



「その4」を仕上げた翌日今度は平成3年12月25日、「その5」大分銀行東京支店に対する捜査機関照会書に『右振込依頼書の写しなどを作成交付願います。尚右振込資金が預金から振替えられている場合は、該当月の預金元帳並びに払戻伝票の写しも合わせて作成交付願います。』と写しを作成交付願うのですか？

柳検察官の目的

柳検察官は、はじめから『この世に存在しない』本件詐欺事件話をデッチ上げた犯罪取引構造「オリックスアルファ⇔借受名義人ウェイアウトスポーツマッシュ」を立証するオリックスアルファからウェイアウトスポーツ・マッシュ宛ての銀行振込伝票が必要だったのです。

金銭消費貸借契約には要物性の要件を満たすウェイアウトスポーツ・マッシュの「領収書」または「銀行振込伝票」が、なければ無効となります。

ですから柳検察官は、同日平成3年12月25日付大分銀行東京支店に対する捜査機関照会に対する回答書（甲17号証）で、振込依頼書の写し尚右振込資金が預金から振替えられている場合は、該当月の**預金元帳**並びに払戻伝票の写しも合わせて作成交付願います。』としたのです。

平成3年12月25日付、大分銀行東京支店
捜査機関照会に対する回答書を検証する。

回答書（甲17号証）

24

第 号
平成 年 3.12.25 日

警視庁万世橋警察署長 殿

禁 大分銀行東京支店

捜査関係事項照会回答書

平成 年 3.12.25 日付、貴署照会（万捜発第1010〜168号）の
調査結果を下記の通り回答します。

記

1、別添資料の通り



捜査当局による、大分銀行東京支店捜査機関照会に対す回答書で、まず「取引明細書」と「当座預金元帳」の「スリ替え」を行ったことを立証します。

「取引明細書」を検証する。

平成3年6月13日、行われた「取引明細書」です。

020101 03年06月13日 ~ 03年06月13日 取引明細表

顧客番号 0040733 氏名 オリックス アルファ株式会社 TEL 36601431

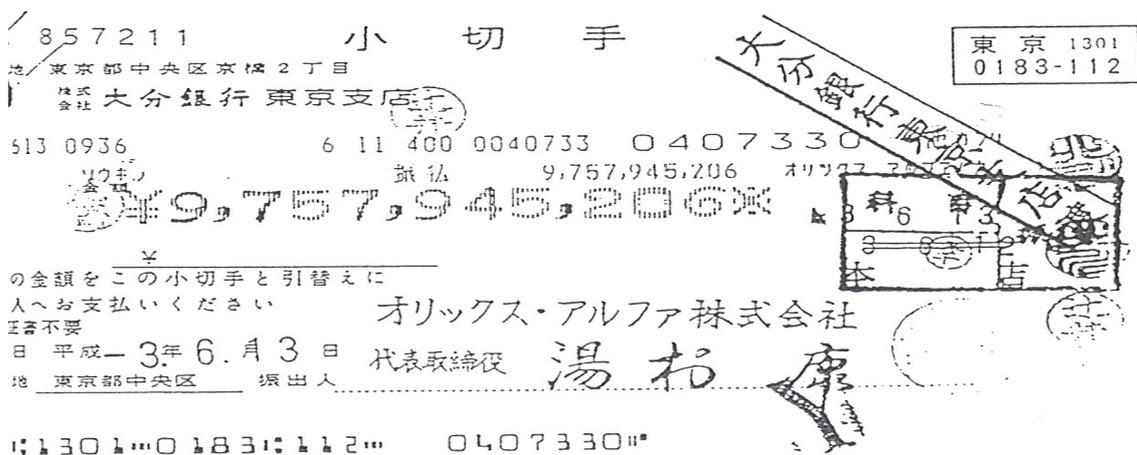
〇当座

種類	口座NO	処理日	起算日	取引内容	入力 経路	小切手 手形番号	支払額	入金額	他 手	取扱 店	処理後残高
1	407330	3-6-13		振払		857211	9,757,945,206	ソウキン			8,664,987

1 407330 3-6-13 振払 小切手857211 支払額9、757、945、206 ソウキン 処理後残高8、664、987です。

これが「取引明細書」と一緒に添付された「小切手」です。

小切手857211 支払額9、757、945、206



6-13日9時36分 振払 9、757、945、206オリックスアルファと記載されてる。これでは当座預金口座「0407330」からの「出金」が確認されません。

当座預金口座「0407330」からの「出金」が確認取れずに「振込依頼」は、できません。ですから「当座預金元帳」当座預金口座「0407330」で、小切手決済する資金額9、757、945、206円を立証しなければなりません。

柳検察官は、オリックスアルファからウェイアウトスポーツ・マッシュ宛ての銀行振込伝票「振込依頼書」がなければ、金銭消費貸借契約の要物性要件を満たすことができず無効となることを知っているから「当座預金元帳」を隠し「取引明細書」とすり替えたのです。

そして、オリックスアルファが秋葉原支店に「BIS規制8%」クリア操作する他行預金担保融資の融資金を秋葉原支店「別段預金口座」宛てに振込送金した「振込依頼書」を故意に悪用して「騙取」をデッチ上げたのです。

証拠は、

「振込依頼書」です。

端 為 19

振込依頼書

12.0613.0939. 7.31 03-06-13,フコミ,4,878,972,603,振.112

カ)ウェイアウトスポーツ
オリックス アルファ(カ)
1.ハツカゴヨキフ

キコカゴク フツキ 4,878,972,603,振

0040733

日) 3年6月13日

お振込方法 郵便振替 文書振替 (郵送)

銀行 秋葉原 店殿

1. 普通(フ) 口座番号をご記入ください。
2. 当座(ト) 口座番号をご記入ください。
③ 別段

金額 4,878,972,603

現金1
振替2

手形 一枚 700

送付 振替 番号

出 納 印

普通(印) 別段・本店

幸

金額(付帯)		件	
金額	枚数	金額	枚数
1万円	0	0	0
5千円	0	0	0
千円	0	0	0
5百円	0	0	0
100円	0	0	0
50円	0	0	0
10円	0	0	0
5円	0	0	0
1円	0	0	0
当手	0	0	0
合計	0	0	0
おつり	0	0	0

CIF

この振替手続きは、小切手送金になります。「別段預金口座」です。

満 忍 19

振込依頼書

12 0613 0939 8 31 03-06-13.7710ミ 4,878,972,603 振 112	科目 本支店 (甲) 本支店未決済借 (乙) (高替) 目 (店內振込) 普通・当座・()	満 忍 19
--	---	--------

1) マリックス アルファ (カ)
2) ハツカクンヨキフ

キョウカク ツツキ 4,878,972,603 振 0040733

3) 年 6 月 日 海 銀行 秋葉原 店殿 1. 普通(フ) 口座番号を記入ください。 2. 当座(ト) 別段 フリガナを必ずご記入ください。	お振込方法 (○)で願ってください <input checked="" type="checkbox"/> 電信振 <input type="checkbox"/> 文書振 (郵送) (複記)	現金 1 振替 2
カナ) (有) マッシュユ 様 (お電話)	備考 (付帯 件) 金額内訳 1万円 0:0:0 5千円 0:0:0 千円 0:0:0 5百円 0:0:0 100円 0:0:0 50円 0:0:0 10円 0:0:0 5円 0:0:0 1円 0:0:0 当手 合計 おつり	手数料 700 送付 振替 出納印 振替目録 普通・当座・別段・本庁
カナ) マリックス・アルファ株式会社 様 (お電話) 3562-1540		現金 1 振替 2

CIF

(甲16号証) と (甲17号証) による「騙取金」を証明したのが「当座預金元帳」でない「取引明細書」の「スリ替え」なのです。

柳検察官は、捜査照会書 (甲16号証) に対する回答書 (甲17号証) で本来なら「当座預金元帳」の提出を求めたにも関わらず、故意に悪意を持って「取引明細書」を添付したのは「騙取」をデッチ上げた、断じて許されない「職務犯罪行為」であると断言する。

国民を舐めきっています。

平成3年12月25日捜査機関照会して同日、大分銀行東京支店が捜査機関照会に対する回答書が国民を無視した犯罪行為です。

捜査当局は平成3年12月25日まで、詐欺事件の構成要件「騙取」を捜査せず「逮捕状請求書」の手続きをした。しかし「逮捕状請求書」の「被疑事実の要旨」には「別段預金口座」振込送金したとなっている。

捜査当局は平成3年8月12日、大分銀行東京支店に捜査機関照会している。「その4」で立証した、平成3年9月18日（甲129号証）を作成して「逮捕状請求書」ができてるのです。だから「被疑事実の要旨」には「別段預金口座」振込送金と立証したのです。（パート1を参照）

捜査当局が（甲129号証）で立証した犯罪構造は銀行員が偽造した「預金担保債権」で、犯罪取引構造は「秋葉原支店⇔ノンバンク」です。被害者は銀行です。最初に『国家の闇』を隠蔽した隠蔽工作『銀行の闇』がデッチ上げた、はじめから『この世に存在しない』巨額不正融資事件です。

柳検察官は『国家の闇』を隠蔽した隠蔽工作『銀行の闇』をデッチ上げた金融機関が隠蔽した金融経済社会の破滅と司法機関『警察・検察・裁判所の闇』がデッチ上げた富士銀行事件の「職務犯罪行為」を隠蔽しなければ、司法崩壊を招く現実を回避した。

大蔵省「銀行局」の方針に従い、柳検察官がパート1銀行員の「上申書」からパートII「その1」から「その4」で、犯罪構造を「協力預金」名下の預金担保融資そして犯罪取引構造「ノンバンク⇔借受名義人」として本件詐欺事件話の「欺罔」「誤信」「騙取」をデッチ上げたのです。

皆様、私が闇の執行人柳検察官と表現するのは「その5」を故意に悪意を持って、自らの栄進に邁進するため『国家の闇』を立証した「振込依頼書」の目的も理由も承知して、コピー偽造立証証拠で「騙取」をデッチ上げたことなのです。

私は柳検察官の確信的な職務犯罪行為を法廷で必死に訴えたのです！

第43回公判法廷で、これまでの公判が異常と抗議した！

第43回公判法廷で『ノンバンク融資担当者、起訴状（一）川合潤治起訴状（二）小山起訴状（三）野瀬、日賀信、成瀬、それぞれ訴因「協力預金」名下の預金担保融資と全く違う「約束手形債権」（CP）金融商品一式の取引を証言した。』取引相手を秋葉原支店と証言したのです。

この証言は、弁護人が検察官立証証拠、コピー取引関係書類（写し）をノンバンク融資担当者に提示して尋問した結果、取引当事者が公訴事実（訴因）と全く違う取引を証言したのです。犯罪事実が存在しないことをノンバンク融資担当者が明白にしたことなのです。

これまでの公判廷において、検察側が提出してきた証拠物件がすべてコピーであり原本を取り寄せるや中身が異なる犯罪行為そのものなのです。

私は、裁判長に対して約40分以上訴えた！

検察官が行った公訴提起の手続きそのものが違法行為であり公訴棄却の訴訟指揮をすべきだ！『まだコピー偽造立証証拠の審理を続けるのか、続けるなら憲法に違反する法廷には出ない私の血は黒くて裁判長の血は赤いのか』等と40分大声で強く抗議し、法廷で倒れ救急車で東京女子医大に運ばれました。

弁護人が全員裁判所に抗議するため辞任しました。裁判所は8ヶ月後に国選弁護人3名（主任弁護人は弁護士会副会長）を選任しました。その主任弁護人が『室岡さん、法廷に法はないのが日本の裁判です。』そう言われました。

信じられないでしょうが、これが我が国の司法の現実なのです。法曹関係者は、第43回公判調書を自分の目で検証することです。検証するだけの勇気がありますか？もう政府の番犬は止めです。

何時でも『室岡塾』にきてください。

検察官立証「証拠カード」1から弁護人立証「証拠カード」1から、全て何万ページの立証証拠を何時でも開示します。

大蔵省の方針に従い、裁判所は、大蔵省の方針に従い私の訴えを無視した。

裁判所は経済の常識、社会の常識を無視して、立証証拠が全てコピー偽造であり「原本」が何処にも存在しない憲政史上はじめての訴訟指揮を為し判決主文で、「懲役11年に処する」と大蔵省「銀行局」政府の方針に従い宣告したのです。

私は判決後に、オリックスアルファに対して、ウェイアウトスポーツが判決書で貴社との「協力預金」取引で税務関係等で弁護人が面会したいと内容証明書を送達した。

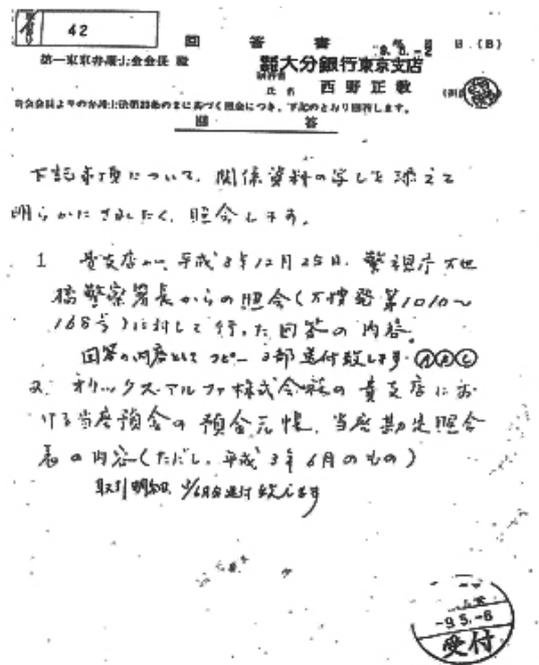
結果、オリックスアルファの弁護人と私の弁護人が面会できた。オリックスアルファは、あくまでも「秋葉原支店との取引」を主張した。(状況は録音した)

そこで私は、(甲16号証)と一言、一句同様の「弁護士照会」を大分銀行にすることを弁護人に獄中から指示した。

大分銀行東京支店の回答書に添付された「当座預金元帳」が存在した。驚くことに平成3年6月13日オリックスアルファが「融資金」とした「原資金」が平成3年6月12日記載「他店券入金」による事実が判明した。

その立証証拠を検証ください。

平成9年5月2日、大分銀行東京支店に対する照会書による大分銀行東京支店回答書を検証ください。



この照会結果を確認ください。今度は「取引明細書」ではなく、当然の結果として「当座預金元帳」が開示された。

これが「当座預金元帳」です確認ください。

口座番号	取引日 月日	出金 円	入金 円	残高 円	取引 区別	取引 日	残高 円
	06:06		4880273973	4883159303	04		
	06:07	4880273973		28853300857151	04		
	06:07		133901	2886669			
	06:07		3834146011	6720815			
	06:10	2800000		39208150857181	03		
	06:10	1936254		19845610857161	04		
	06:10		457577011	2442138			
	06:10		119675011	2561813			
	06:10	1897892		8639210857171	04		
	06:11	5500000		-48360790857191	03		
	06:11		552247102	686392			
	06:11		8490852011	9177244			
	06:12	500000		86772440857201	03		
	06:12		9757945206011	9766522450			
	06:12	122575		9766510193	04		
	06:13	9757945206		86649870857211	04		
	06:17		779333011	9444320			
	06:17		7323301	9518053			
	06:18	8500000		9180530857221	03		
	06:18		57949001	1497543			
	06:19		96307011	1593850			
	06:20		980000020	11393850			
	06:20	9578082		1815768	20		
	06:20		97706302011	99522070			
	06:20		3120901	99553279			
	06:20		75292011	99628571			
	06:20	1450000		981785710857241	03		
	06:20		320000000011	418178571			
	06:21	97706302		3204722690857231	04		
	06:21		1757500001	338047269			
	06:21	320000000		180472690857251	04		
	06:24		387825011	18435094			
	06:24	17575000		8600940857261	03		
	06:24		70000011	930094			
	06:25		182104011	1112198			
	06:25		8470601	1196904			
	06:25		1207176011	2404080			
	06:25		3362369011	5766449			
	06:25		334591233011	340457882			
	06:26		16101	340457843			
	06:26	260000000		804578430857281	04		
	06:26	450000		800078430857301	03		
	06:26		36050002	80368343			
	06:26		26826202	80636605			
	06:26	40000000		405366050857281	04		
	06:26	34591233		59453720857271	04		
	06:27		500000000011	505945372			
	06:27		28458301	506230055			
	06:27		24157301	506471728			
	06:27		14528102	506617009			
	06:28		3171164011	509788173			
	06:28		2000001	509808173			
	06:28		304956011	510112228			

普通預金の場合、従属預り金、納税準備預金を含む
 大分銀行 0220(10#) 02-03
 1. 他店券 : 他店券入金の相手区分
 2. 取振店券 : ネット数の店券
 3. 残高 : 金額の頭部(-)の表示は貸越残高
 4. 取引区分
 1...現入
 2...振入
 3...現払
 4...振払

この元帳から判明した事実は、本件詐欺事件の「騙取」に用いられたオリックスアルファの融資金の原資が平成3年6月12日入金9,757,945,206円そのものが「他店券入金」であった真相が判明した。

当座預金元帳を確認ください。

「612 9757945206」とあり、その後に「01」とある。この「01」は下部に理解がある通り「取引区分」「01」現入となる。次に「1」とある。「他店券入金」とする意味です。

ですから（甲16号証）と（甲17号証）による「騙取金」を証明した「取引明細書」をデッチ上げで本来の「当座預金元帳」と「すり替え」をして「他店券」を故意に悪意を持って捜査当局は隠蔽した「職務犯罪行為」を立証したのです。

平成9年5月15日付 大分銀行東京支店回答書で「他店券入金」を認め「他店券」が立証された。



平成3年6月12日、オリックスアルファ経理部は秋葉原支店の「約束手形債権」（CP）金融商品一式を受け取ったから太陽神戸三井銀行浜松町支店の小切手（大分銀行東京支店渡）金額9,757,945,206円を切ることができた。

この「他店券」の存在こそ秋葉原支店極秘特別「プロジェクト」内で作成された「一般貸出債権」を流動化する「約束手形債権」（CP）金融商品一式を用いた他行預金担保融資取引「秋葉原支店⇄オリックスアルファ」のシステム化された「BIS規制8%」クリア操作を証明したのです。

これで柳検察官、貴殿のオリックスアルファから送金された金員によってウェイアウトスポーツ・マッシュ名義の通知預金が作られたなどということが、作り話即ちデッチ上げであることが明白になった。

別段預金は顧客の口座、預金ではなく、あくまで東海銀行秋葉原支店自体の仮受口という口座であり、秋葉原支店が作成した秋葉原支店のダミーウェイアウトスポーツ・マッシュ名義の「約束手形債権」（CP）金融商品の送金です。

別段預金への入金、仮受口への入金は秋葉原支店内部操作の問題であり、オリックスアルファから協力預金融資を受けたとされる秋葉原のダミーウェイアウトスポーツ、マッシュは一切関与できないのです。（後日この悪質きわまりない捜査当局機と東海銀行による入金偽造は公開質問で行う。）

柳検察官、貴殿が「公訴事実」で主張した、オリックスアルファ大分銀行東京支店から秋葉原支店、ウェイアウトスポーツ・マッシュ名義の通知預金口座宛の振込送金ですが、大分銀行東京支店の振込送金伝票「06130939」で手続きされてる時間をみれば、平成3年6月13日午前9時39分を立証しています。

しかし、平成3年6月13日午前9時39分ではまだ、秋葉原支店にウェイアウトスポーツ・マッシュ名義の通知預金口座129296の口座が存在しないのであり口座番号が分からない限り、絶対振込送金は出来ないことなのです。

このような戯言を政府首脳の方針に従い、東海銀行秋葉原支店極秘「特別プロジェクト」内で発生させた秋葉原支店のダミー預金者ウェイアウトスポーツ・マッシュ名義の100億円という「数字」の損失金を隠蔽するため「公訴事実」をデッチ上げてまで公訴提起できる貴殿は単なる金融取引に無知だけでは済まされない！

自民党派閥政治を護る『検察の闇』闇の執行人「政府の犬」となったのだ！

私は本件事件の鍵を握る振込口座は自在に変わるいい加減さを法廷で訴えた。許されないのは捜査機関が主張する振込口座の種類は次の通り自由自在なのです。

平成3年11月20日付 逮捕状添付被疑事実の要旨
別段預金口座「(株) ウェイアウトスポーツ口」、「(有) マツ

別帳

被疑事実の要旨

被疑者 室岡 克典は、金融ブローカーとして稼働していたものであるが、東京都千代田区神田平河町三番地一所在の株式会社 東海銀行 秋葉原支店の支店長代理 森本 孝と共謀の上、質権設定承諾書を偽造し、これを金融機関に提出行使して、預金担保による融資資金名下に金員を騙取しようとして、真実は、有限会社 マッシュユ及び株式会社 ウェイアウトスポーツ名義でオリックス・アルファ 株式会社から借り受ける金員は、通知預金として寄託した後、右 オリックス・アルファのために質権設定承諾の手続きをとらないで直ちに解約し、自己らのために費消する意図であるのに、これを秘し、平成三年六月一日ころ、右 森本をして電話で、東京都中央区京橋二丁目八番一八号所在のオリックス・アルファ 株式会社の東京営業第一課 営業第一課 川合 潤治に対し、「協力預金してくれる会社が見つかった。ウェイアウトスポーツという会社だが両社とも五〇億円ずつ預金してくれることになったので、是非融資をお願いしたい。」などと申し向けさせ、右 マッシュユ及び同 ウェイアウトスポーツ名義で右 オリックス・アルファから借り受ける資金を通知預金として寄託し、これに右 オリックス・アルファのために質権設定することを承諾して、右 オリックス・アルファの融資につき、確実な預金担保を供するものであるかのように装って、五〇億円ずつ合計一〇〇億円の融資方を申し込ませ。

第一 同年六月二三日ころ、右 秋葉原支店において、行使の目的をもって、ほしいままに右 森本をして右 マッシュユを名義人とし、金額五〇億円の通知預金を質権の目的とする債務者兼質権設定者(預金名義人)「有限会社 マッシュユ 代表取締役 坂井 修一」質権者「オリックス・アルファ 株式会社 代表取締役 湯村 康」と記載された右 オリックス・アルファ所定の質権設定承諾書の承諾欄に

「東京都千代田区神田平河町三番地」株式会社 東海銀行 秋葉原支店 支店長 本谷 絢三」とあるゴム印と、支店長名下に「ち 東海銀行 秋葉原支店」とある印章を押捺させ、もって右 支店長名義の質権設定承諾書一通の偽造を遂げさせ、同日、同所において、右 川合に対し右 通知預金にかかる通知預金通帳一通を担保として交付する際、併せて右 偽造にかかる質権設定承諾書一通をあたかも真正に成立したものと装って呈示して行使させ、同人をして預金を担保とした回収確実な融資である旨誤信させ、よって同日、右 オリックス・アルファから、右 秋葉原支店の別段預金口座(マッシュユ口)に四七億七、八九七万二、六〇三円を振込送金させて、これを騙取し

第二 同日、同所において、行使の目的をもって、ほしいままに右 森本をして、右 ウェイアウトスポーツを名義人とし、金額五〇億円の通知預金を質権の目的とする債務者兼質権設定者(預金名義人)「株式会社 ウェイアウトスポーツ 代表取締役 古川 一」質権者「オリックス・アルファ 株式会社 代表取締役 湯村 康」と記載された右 オリックス・アルファ所定の質権設定承諾書の承諾欄に「東京都千代田区神田平河町三番地」株式会社 東海銀行 秋葉原支店 支店長 本谷 絢三」とあるゴム印と、支店長名下に「ち 東海銀行 秋葉原支店」とある印章を押捺させ、もって右 支店長名義の質権設定承諾書一通の偽造を遂げさせ、同日、同所において、右 川合に対し右 通知預金にかかる通知預金通帳一通を担保として交付する際、併せて右 偽造にかかる質権設定承諾書一通をあたかも真正に成立したものと装って呈示して行使させ、同人をして預金を担保とした回収確実な融資である旨誤信させ、よって、同日、右 オリックス・アルファから、右 秋葉原支店の別段預金口座(ウェイアウトスポーツ口)に四七億七、八九七万二、六〇三円を振込送金させて、これを騙取し

たものである。

別段預金口座「(株)ウェイアウトスポーツ口」とある

別段預金口座「(有)マッシュユ口」とある

ここで、大事なことは「秋葉原支店の別段預金口座(マッシュユ口)に47億7897万2603円を振込送金させてこれを騙取し」です。まず(マッシュユ口)です。そして、金額が1億円違います。48億7897万2603円が正しいことです。皆様、このデタラメな「逮捕状請求書」をデッチ上げ、逮捕するのが日本という国です。何時皆様が狙われるか分かりませんよ！

平成4年1月7日付 起訴状 通知預金口座を確認ください。

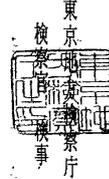
平成3年秋第36240号

起訴状

左記被告事件につき公訴を提起する。

平成四年一月七日

東京地方裁判所 殿



東京地方裁判所 係片
検察官 森本 孝
新 復 元

森本 孝



被告人森本孝は、

公 訴 事 実

室 岡 克 典



被告人名は、株式会社

ウェイアウトスポーツ(以下「ウェイアウトスポーツ」という)代表取締役吉川一と共

様の上

第一 ウェイアウトスポーツ及び有限会社マッシュ(以下「マッシュ」という)の各名

義でオリックス・アルファ株式会社(以下「オリックス・アルファ」という)から
融資金名下に金員を騙取しようと企て、平成三年六月一〇日ごろ、東京都中央区京
橋二丁目八番一八号所在オリックス・アルファに電話をかけ、同社東京営業第一



営業第一課川合潤治に対し、ウェイアウトスポーツ及びマッシュの各名義でオリックス・アルファから借り受ける金員を、いったんは秋葉原支店にウェイアウトスポーツ及びマッシュの各名義で通知預金するものの、これを解約して費用する意図であつて、オリックス・アルファのために右預金に質権を設定する意思も、その質権設定について秋葉原支店長の承諾手続をとる意思もないのに、「ウェイアウトスポーツ」とマッシュが五〇億ずつ協力預金してくれることになつた。秋葉原支店に通知預金して担保設定するので融資をお願いしたい。」旨申し向けて融資方を申し込み、右川合を介しオリックス・アルファ代表取締役湯村康をして、貸付金をもって預け入れられる右各五〇億円の通知預金に同社のため質権設定の承諾がなされ、貸付金の回収を確実にし得るものと誤信させ、よつて、同月一三日、同社係員をして、同区京橋二丁目八番一八号所在株式会社大分銀行東京支店のオリックス・アルファの当座預金口座から、同都千代田区神田平河町三番地一所在秋葉原支店のウェイアウトスポーツ名義の通知預金口座及びマッシュ名義の同口座に、五〇億円から利息分を差し引いた各四八億七、八九七万二、六〇三円を振込送金させ、合計九七億五、七九四万五、二〇六円を騙取し

第二 同日、前記秋葉原支店において、行使の目的をもって、ほしいままに、質権の対

象を前記ウェイアウトスポーツ及びマッシュ名義の各通知預金とし、質権設定者を右各社、質権者をいづれもオリックス・アルファとする質権設定承諾依頼書二通の各質権設定承諾者欄に「東京都千代田区神田平河町三番地一株式会社東海銀行秋葉原支店支店長本谷敏三」と刻した記名印及び「東海銀行秋葉原支店」と刻した印を偽造し、もつて秋葉原支店長本谷敏三作成名義の質権設定承諾書二通を偽造した上、同日、同所において、前記川合に対し、右偽造に係る質権設定承諾書二通を真正に成立したものに装って一括交付して行使したものである。

- 第一 罪 名 及 び 罰 則 条
刑法第二四六条第一項、第六〇条
- 第二 有印私文書偽造、同行使 同法第一五九条第一項、第一六一条第一項、第六〇条

平成4年4月30日付 冒頭陳述は普通預金口座

目 録

詐欺、有印私文書偽造・同行使

森本 幸
室岡 克典

右被告人らに対する頭書被告事件につき、検察官が証書により証明しようとする事実、左記のとおりである。

平成四年四月三〇日

東京地方検察庁

検察官 検事 半田秀夫
検察官 検事 山上秀明

東京地方裁判所刑事部 第一一 部 録

旨連絡し、同被告人の了解を得た。

被告人室岡は、そのころ、同吉川に対し、「ウエイアウトスポーツとマツシユで五〇億ずつ預担融資をやってみよう。森本さんに連絡を取ってほしい。」と指示し、同吉川も合計一〇〇億円を前記方法で騙取する旨認識してこれに加担することとした。

被告人森本は、被告人室岡からの指示を受けた同吉川から電話連絡を受け、同人に、融資手続に必要な書類を取り揃えるよう指示した。

被告人森本は、同月一〇日ころ、オリックス・アルファに電話をかけ、右川合に対し、ウエイアウトスポーツ及びマツシユの各名義で借り受けた金員をいったんは秋葉原支店に右二社名義で通知預金するもの、これを解約して賄済する意図であって、オリックス・アルファのために右預金に質権を設定する意思も、その質権設定について秋葉原支店長の承諾手続をとる意思もないのに、「ウエイアウトスポーツ

とマツシユが五〇億円ずつ協力預金してくれることとなった。秋葉原支店に通知預金して担保設定するので融資をお願いしたい。」と申し向けて融資方を申し込んだ。

同月一二日ころ、秋葉原支店において、被告人森本立会いの下で、共犯者吉川及び川合がオリックス・アルファとウエイアウトスポーツ及びマツシユの間の融資関係書類を取り交わした。

被告人森本は、その際の川合の説明を受け、同日、被告人室岡に対し、オリックス・アルファから六月一三日に一〇〇億円から前取り利息分が天引きされて入金になることを報告するとともに、同日の朝一番でウエイアウトスポーツとマツシユ名義の普通口座を開設するから、右預金口座にそれぞれの前取り利息分として一億二、一〇二万七、三九七円を入金してほしい旨連絡した。そこで、被告人室岡は、同月一日、被告人森本が秋葉原支店に開設したウエイアウトスポーツ及び

マツシユ名義の各普通預金口座に、株式会社住友銀行住友ツインビル支店の株式会社エーデル名義の口座から右前取り利息分を振込送金した。

被告人らは、同月一三日、前述の川合の報告を受けたオリックス・アルファ代表取締役湯村康をして、ウエイアウトスポーツ及びマツシユが、オリックス・アルファが融資した金員を秋葉原支店に通知預金し、これに質権が設定されて、同預金が賄済されることはないものと誤信させ、同社社員を介して、前記ウエイアウトスポーツ及びマツシユの秋葉原支店の普通預金口座にそれぞれ前取り利息分を差し引いた四八億七、八九七万二、六〇三円を振込送金させて合計九七億五、七九四万五、二〇六円を騙取した。

被告人森本は、即日、ウエイアウトスポーツ及びマツシユ名義の各五〇億円の通知預金通帳を作成した。

普通預金口座とある

本件詐欺事件の「騙取」を立証すべき入金手続きが、普通預金口座、通知預金口座、または別段預金口座で金額が違うでは論外です。（後に、理由を述べる）

闇の執行人たちによる詐欺事件の犯罪構成要件である重要な「騙取」手続きが自由自在に作り上げられたことに国民は呆れるだけでは済まないのです。

自民党派閥議員と大蔵官僚が銀行と一体になりマネーゲーム「国政と金」利権政治を構築して巨額な富を得たのです。その「銀行の利益を護る」ため闇の執行人柳検察官が『この世に存在しない』本件詐欺事件話をデッチ上げたのです。

柳検察官が、パートⅠ銀行員の「上申書」からパートⅡ「そのⅠ」から「そのⅤ」で、犯罪構造を「協力預金」名下の預金担保融資そして犯罪取引構造「ノンバンク⇔借受名義人」として本件詐欺事件話の「欺罔」「誤信」「騙取」をデッチ上げたのです。

正に、自らの栄進だけに突き進む「犯罪者」の姿です。

その結果、最終的には国民の税金「公的資金」を金融機関の不良債権処理と偽り、今日まで何百兆も投入して、国民から税金を絞るとるだけ絞ったのです。

日銀はその拳句に、東京証券取引に介入し外国人投資家が7割と国内金融機関と富裕層3割だけが徳をする株価操作「出口の無い」マネーゲームを行い国民の血税をまた吸い上げられているのです。

いつでも苦しみ這いずりまわるのは一般市民なのです。

さらに日銀の国債買い入れは470兆円・年金積立金管理運用独立行政法人と共済年金は平成17年末で国内株の保有する残高が54兆3457億円、外国証券72兆3854億円そして日本郵政グループが株を大量に買って株価を支えているマネーゲーム「国政と金」が繰り返される元凶こそ本件隠蔽工作なのです。

「そのⅥ」では、旋律が走る本件隠蔽工作を立証します。

以上。